

## 意思表示②（後編） 錯誤（95条）

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民法#5 / 動画: <https://youtu.be/-0SsJv276AM>

第1章 民法総則 ③／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

### 5,000万円の絵が贋作だった〔導入・フック〕

巨匠の真作だと信じて、オークションで5,000万円で絵を落札した。でも——それは贋作（がんさく）でした。さすがに取り消せそうですが、答えは「取り消せる場合がある」。条件つきです。鍵は2つ——勘違いの"種類"と、あなたに"不注意（重過失）"がなかったか。前編は「ウソと分かっているやう」型（心裡留保・虚偽表示）でした。今日は「勘違いに気づいていない」型——錯誤（さくご）です。自分では正しいと思い込んでいる。今日の問いは3つ。「勘違いで結んだ契約は取り消せるか」「どんな勘違いなら救われるのか」「自分が不注意でも救われるのか」。錯誤は「勘違いした人をどこまで救うか」を段階で絞る制度です。

### 今日の地図+2017年改正の核〔目次〕

前編の縦糸を一言で。前編は「本人が不一致を知っている」2型——心裡留保93（一人のウソ）・虚偽表示94（二人でグルのウソ）。今日はその対極、「不一致・誤認に気づいていない」型＝錯誤95。意思の不存在マップの3つ目を埋めます。

今日いちばん大事な前提を先に置きます。●  
2017年（平成29年）改正で錯誤は大きく作り替えられた。旧法は錯誤＝「無効」。現行95条1項は「取り消すことができる」——取消しに変わりました。もう一つ、旧「動機の錯誤」が条文に明文化され、「基礎事情の錯誤（95条

1項2号）」という名で条文に入った。「動機」という言葉は今は条文にありません。語義も再確認——「善意＝知らない／悪意＝知っている」。前編で使った定義を、今日は95条4項でまた使います。

今日の地図は7パート——①錯誤の意義と2類型／②効果＝取消し（95条1項柱書）／③意思不存在の錯誤と「重要」性／④基礎事情の錯誤と「表示」（95条2項）／⑤重過失の壁（95条3項）／⑥第三者保護（95条4項）／⑦論文の型+次回予告。

### 錯誤の意義と2類型〔短答・論文共通〕

錯誤＝自分の認識と真実のズレに気づかないままする意思表示。前編の心裡留保が「ズレを知っているやう」だったのと対極で、錯誤は「正しいと思い込んでいる」。地図を見間違えたまま、確信を持って曲がってしまうイメージです。本人にウソをつく気はまったくありません。

錯誤には2つの類型があり、95条1項が各号で分けています。意思表示は「動機→効果意思→表示意思→表示行為」と流れますが——

- 意思不存在の錯誤（95条1項1号）＝「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」。効果意思と表示そのものがズレた型。「100」と書くつもりが「1000」と書いた（言い間違い・書き間違い）、「ダース」を「ドル」と思い込んだ（言葉の意味の取り違え）など。表示の段階でズレている。
- 基礎事情の錯誤（95条1項2号）＝「法律行為の基礎とした事情についての認識が真実に反する錯誤」。旧「動機の錯誤」。前提の事情を誤認した型。贋作を真作と思って買う——表示は間違えていない。間違えた

のは「真作だ」という前提の事情（動機）。

1号は「効果意思⇔表示」のズレ、2号は「動機」のズレ——位置が違う。この区別が、後で出る「表示」要件の掛かり方に効いてきます。

## 錯誤の効果＝取消し（95条1項柱書） 〔短答・論文共通〕

ここが2017年改正の最重要ポイント。● 要件をみたます錯誤は「取り消すことができる」（95条1項柱書）。無効ではありません。無効と取消しは別物です——無効＝初めから当然に効力なし・誰でも主張できる。取消し＝一応有効、取消権者が取り消して初めて遡って無効になる。錯誤があっても、取り消すまでは契約は生きています。

民法95条1項——「意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」

一号が意思不存在、二号が基礎事情——さきの2類型です。柱書の「重要なものであるとき」が両類型に共通する関門（後述）。

取消しの基本も押さえます。取消権者＝表意者本人・その代理人・承継人（120条2項）。取り消さずに認める「追認」をすれば確定的に有効（122条）。取消権には期間制限があり、追認できる時から5年・行為の時から20年で消滅します（126条）。「勘違いに気づいてから放置」も危険。取消し・追認の精密は、後の「取消し」の回で扱います。

## 意思不存在の錯誤と「重要」性〔短答・論文共通〕

1号の要件は2つ。①「意思表示に対応する意思を欠く」②その錯誤が「重要」。①は表示上の錯誤・意味の取り違い（言い間違い）。問題は②の「重要」——ここが錯誤の心臓部です。些細な勘違いまで取消しを認めたら取引が不安定になるので、「重要」な錯誤に絞ります。

● 「重要」は2段で判断します（95条1項柱書「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要」）。

- 一段目＝主観的因果性——「その錯誤がなければ、表意者はその意思表示をしなかった」。
- 二段目＝客観的重要性——「一般人も、その立場ならその意思表示をしなかったであろう」。

本人がしなかった（主観）だけでは足りず、一般人基準（客観）の両方が要る。片方だけにすると×。大判大正7年10月3日が示した枠組みです。

「重要」になりやすいものの早見——目的物そのものや代金など契約の不可欠の内容は通常重要。微妙なのが「当事者の同一性（誰と契約するか）」で、贈与のような無償契約や保証契約では重要になりやすい（保証は「誰の借金を保証するか」が核心。主債務者を取り違えれば前提が崩れる＝大判昭和9年5月4日）。逆に対価をやり取りする有償契約では相手が誰かは重要でないことが多い。単なる生活上の動機は通常「重要」になりません。線引きは「契約の核心に関わる勘違いか」。

## 基礎事情の錯誤と「表示」（95条2項）〔短答・論文共通〕

2号（旧・動機の錯誤）には、意思不存在の錯誤にもう一つ要件が上乘せされます。基礎事情の錯誤で取り消すには3つ要る——①基礎と

した事情の認識が真実に反する（95条1項2号）／②その錯誤が「重要」（柱書・2段判断）／③その事情が法律行為の基礎とされていることの「表示」（95条2項）。3番目の「表示」が基礎事情の錯誤だけの追加要件です。

**民法95条2項**——「前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。」

なぜ「表示」が要するのか——ここが理屈の核心です。動機は表意者の内心にとどまり、「なぜ買うのか」は相手方には見えない。動機の勘違いを全部取消しの理由にすると、相手方は「見えない動機」で契約を覆されてしまい、取引が危うい。そこで、その基礎事情が契約に取り込まれた（表示された）場合に限る。相手方の取引安全を守るための絞りです。心の中の「なぜ」は、口に出して契約の前提に乗せて初めてカウントされる。

しかも「表示」は黙示でもよい。はっきり言葉にしなくても、状況から前提に組み込まれていれば足ります。ただし近時の判例は、単に動機を述べただけでなく、その基礎事情が意思表示の内容になっていることまで求める傾向です（最判平成28年1月12日、最判平成28年12月19日あたりが目安）。学説（事実行為説・意思表示説）の対立は名前だけ。「口に出した」以上に「契約内容に取り込まれたか」がポイントです。

## 重過失の壁とその例外（95条3項） 〔短答・論文共通〕

要件がそろっても、最後に大きな壁があります。● 表意者に重大な過失があると、原則として取り消せない（95条3項柱書）。要件をみたす錯誤でも、その勘違いが本人のひどい不注意のせいなら、もう救わない（不注意な人まで救うと相手方が害される）。短答で問われる注意——重過失の証明責任は相手方にあります。「あなたには重過失がある」と立証する

のは取消しを争う相手方の側（大判大正7年12月3日）。

**民法95条3項**——「錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。」

● 「次に掲げる場合を除き」——重過失でも取り消せる例外が2つあります。

- 例外①＝相手方が悪意、または重過失（95条3項1号）——相手方が「この人は錯誤だ」と知っていた、または重過失で気づかなかった。相手方を保護する必要はないので取消しを認める。
- 例外②＝共通錯誤（95条3項2号）——相手方も表意者と同じ勘違いをしていたとき（売主も買主も、その絵を真作だと信じていた等）。相手方の信頼を害さないので取消しを認める。

例外は2つ——「相手方の悪意・重過失」と「共通錯誤」。1つに落とすと×、セットで覚える。なお、操作ミスなどには電子消費者契約法3条の特則もあります（名前だけ）。

## 第三者保護（95条4項）＋前編との 対比〔短答・論文共通〕

表意者が錯誤で取り消す前に、目的物が第三者に渡っていたら？その調整が95条4項です。

**民法95条4項**——「第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。」


● ここが今日いちばんの対比ポイント。前編の93条2項・94条2項の第三者は「善意」で足りた。でも錯誤の95条4項は「善意でかつ過失がない」——善意＋無過失が要る。

条文	場面	第三者の要件
93条2項・94条2項	心裡留保・虚偽表示	善意のみ
95条4項・96条3項	錯誤・詐欺	善意かつ無過失

なぜ差が出るのか——表意者の帰責性の差です。虚偽表示は自分でウソの外観を作った＝帰責性が大きいので、第三者は善意だけで手厚く守られる。一方、錯誤や詐欺の表意者は「勘違いした・だまされた」被害者の側面があり、帰責性が比較的小さい。表意者を守る分、第三者には無過失まで求めてバランスを取る。表意者の帰責性が小さいほど、第三者保護の要件は重くなる。短答頻出の対比なので必ずセットで。

95条4項の「第三者」の意味は前編とほぼ同じ——当事者・包括承継人以外で、錯誤の意思表示の後に新たな独立の法律上の利害関係を持つに至った者（94条2項と同じ判断）。一点だけ射程に注意——95条4項が守るのは「取消し前」に現れた第三者です。「取消し後」に現れた第三者は95条4項の射程外で、物権変動・対抗問題（177条）で処理します。これは詐欺の取消し後と同じ枠組みなので、次回#5でまとめて回収します（今日は「前は95条4項」と覚える）。

## 論文の型：基礎事情の錯誤〔論文〕

論文で勝負になるのは、ほぼ基礎事情（動機）の錯誤です。意思不存在は要件が明快であまり争いになりませんが、基礎事情は「表示（95条2項）があるか」が認定の主戦場になる。戦う論点だから型にします。詳細は次の「 論文の型（フル論証・正本）」を参照。問題提起で「これは基礎事情（動機）にすぎない」と指摘し、表示要件で勝負する——この流れが核です。

## まとめ+次回予告〔短答〕

保存版の整理。錯誤95条は2類型——意思不存在（1号）と基礎事情（2号）。●効果は「無効」ではなく「取消し」（2017年改正の核）。両類型に共通の関門は「重要」＝主観的因果性＋客観的重要性。基礎事情の錯誤だけは、さらに「表示」（95条2項・黙示可）が要る（動機は相手に見えないから、表示で取引安全を守る）。そして壁——重過失があると原則取り消せない（95条3項）。例外は2つ＝相手方の悪意・重過失／共通錯誤。第三者は善意かつ無過失で守られる（95条4項）。前編の93条2項・94条2項は善意のみ——ここが対比の山です。

今日全体を貫いた一本の軸——「勘違いした表意者を、段階で絞って救う」。①救う価値があるか（2類型・重要）／②動機なら、表示まであるか／③本人に重過失はないか／④第三者は善意・無過失か。この4段の絞りで、表意者と取引の安全のバランスを取る——これが錯誤です。前編の「外観を信じた者を守る（権利外観法理）」とは軸そのものが変わり、視点が表意者側に移った。

送り論点——取消し後の第三者（177条）＝次回#5（詐欺の取消し後）で回収／取消し・追認の精密（120条2項・122条・126条）＝取消しの回で回収／身分行為・和解への錯誤の適用＝親族相続・契約各論の回で回収。

今回は#5——詐欺（96条）・強迫（96条）。今日までは「自分の内側で意思がズレる」型（心裡留保・虚偽表示・錯誤）でした。今回は「他人にゆがめられた意思表示」。だまされた契約・おどされた契約は取り消せるか。第三者がだまされた場合（96条2項）、取消し前の第三者（96条3項）、そして今日送った「取消し後の第三者（177条）」も、そこで回収します。

## 論文の型（フル論証・正本） — 基礎事情の錯誤（95条1項2号・2

## 項)

論文で書く規範の正本。動画の

ronsho\_sakugo95\_kiso\_kihan /

ronsho\_sakugo95\_kiso\_kata カードの全文版。覚えるのは★コア規範の採点キーワードだけ、残りは復元キーから組み立てる。

### ★コア規範 (95条1項2号・2項・3項 / 大判大正7・10・3 ほか)

「基礎事情の錯誤 (95条1項2号) による取消しが認められるには、①基礎とした事情の認識が真実に反し、②その錯誤が法律行為の目的・取引上の社会通念に照らして『重要』——すなわち主観的因果性 (その錯誤がなければ表意者は意思表示をしなかった) と客観的重要性 (一般人もその立場なら意思表示をしなかった) があり、③その事情が法律行為の基礎とされていることが『表示』されたこと (黙示も可) を要する。ただし、表意者に重大な過失があれば、相手方の悪意・重過失、又は共通錯誤の場合を除き、取り消せない。」

逐語で固定するのは採点キーワードだけ——

「重要」「主観的因果性」「客観的重要性」「表示」「重大な過失」「共通錯誤」。判示の丸写しは不要 (95条は2017年改正の条文構造そのものが規範。重要性の2段は大判大正7・10・3の枠組みを条文が承継)。

### 復元キー (趣旨から3~5ステップで再構成)

1. 錯誤は2類型——意思不存在 (1号) と基礎事情 (2号)。
2. 両類型共通で「重要」が要る——主観的因果性+客観的重要性 (些末な錯誤で取引を覆させない)。
3. 基礎事情の錯誤は、動機が内心にとどまり相手に見えない。

4. だから相手方の取引安全のため、「表示」を上乗せで要求する (95条2項・黙示可)。動機が契約内容に取り込まれて初めてカウント。
5. 消極要件=重過失で原則取消不可。ただし相手方の悪意・重過失・共通錯誤は例外 (表意者を救っても相手方の信頼を害さないから)。第三者には善意・無過失 (95条4項)。

### 答案の型 (事例→問題提起→規範→あてはめ→結論)

- 【事例】 Aは近くに新駅ができると信じ、値上がりを見込んでBから甲土地を2,500万円で買い受けた。実際には新駅の計画はなく、土地は値上がりしなかった。AはBに対し売買契約の取消しを主張した。
- 【問題提起】 「新駅ができる」というAの認識は契約の動機 (基礎事情) にすぎない。Aは95条1項2号・2項により取り消せるか。
- 【規範】 ①基礎事情の認識が真実に反し、②その錯誤が「重要」 (主観的因果性+客観的重要性) であり、③その事情が法律行為の基礎とされていることの「表示」 (黙示可) があれば取り消せる。ただし表意者に重過失があれば原則不可、相手方の悪意・重過失・共通錯誤を除く (95条1項2号・2項・3項)。
- 【あてはめ】 ①「新駅ができる」との認識は、計画が存在せず真実に反する。②新駅の有無は土地の価値を左右する取引の核心であり、A・一般人とも計画が無ければ買わない=重要 (主観的因果性+客観的重要性)。③Aが交渉で「新駅を見込んで買う」と告げていれば、その事情は契約の基礎として表示されている (黙示でも足る)。Aに重過失がなければ取消しが認められる。
- 【結論】 Aは95条1項2号・2項により、本件売買契約を取り消すことができる。

勝負どころは2つ——(1) 問題提起で「これは基礎事情（動機）にすぎない」と性質決定し、表示（95条2項）の有無で勝負する（ここを飛ばすと論理が飛ぶ）。(2) 「重要」は必ず主観的因果性+客観的重要性の

2段で書く（片方だけは×）。重過失（95条3項）は消極要件——本人の落ち度を相手方が立証する関係（証明責任は相手方）で、例外2つ（相手方の悪意・重過失／共通錯誤）まで一気に押さえる。